

対応2 通報する

退去に応じない場合には、児童生徒等に危害を加える可能性があると考えなければなりません。

校内緊急通報システムや校内放送等を用いてほかの教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請などを行う必要があります。同時に、可能であれば別室に案内して隔離することを試みるとともに、所持品に注意して警察の到着を待ちつつ、児童生徒等を避難させるか判断します。

隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに対応3に移ってください。

【1】校内緊急通報システムや校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う。

- 不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合には、サイレンを鳴らさないでパトカーに来てもらうことも検討します。

【2】立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。

- 児童生徒等から遠い位置にある部屋に案内します。
- 複数の教職員で案内します。案内する際には、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにします。
- 別室では不審者を先に部屋の奥へ案内し、教職員は身を守るために入口近くに位置します。
- 不審者と教職員が1対1にならないようにします。
- 教職員がすぐに避難できるように、別室の出入口の扉は開放しておきます。

【3】所持品に注意して警察の到着を待つ。

- 凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意します。
- 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待ちます。
- 到着した警察官が不審者のところに駆けつけられるよう、警察官を案内する教職員を決めておきます。



【4】児童生徒等を避難させるかどうかを判断する。

教職員は、自分の目の前で起こっていることだけでなく、学校全体の様子に気を配る必要があります。児童生徒等を避難させるのと教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断しなければなりません。児童生徒等を避難させる必要がある場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、児童生徒等の安全を守ります。避難を指示する場合は、あらかじめ決めておいた文言を放送で流します。

<避難指示の一例>

「これから緊急集会を開きますので、全員○○に集合してください。なお、○年生は○○室前の階段を使用してください。」

<待機と支援要請の一例>

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。○○係の先生は、○○へ集まってください。」

不審者への対応については、最初から児童生徒等や教職員に危害を加える目的で侵入してくる場合や、教職員が対応しているうちに豹変して危害を加えてくる場合等、様々な場合が想定されます。

どのような場合であっても、ちゅうとうじょ教職員だけで何とかしようとすると、被害が拡大する可能性がありますので、危険を感じた場合は、警察に躊躇なく連絡する必要があります。

3-3 不審者侵入への対応

通報・情報共有

通報は、落ち着いて要点を伝えるようにします。立ち入りがなかった場合も、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。連絡のあった教育委員会は、当該学校の近隣学校(国私立、他市の学校含む)に情報提供することが必要です。

『110番』通報の要領

- 局番なしの「110」
 - 落ち着いて、例えば
「△△小学校です。男（女）が侵入して暴れています。子供がけがをしました。すぐに来てください。」
 - その後は、質問に答える形で
 - ・通報者氏名、場所（校外の場合）、電話番号などを落ち着いて知らせる。
- ※「110番」通報をしている場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。



対応3 児童生徒等の安全を守る

児童生徒等に危害が及ぶおそれがある事態では、大切な児童生徒等の生命や安全を守るために極めて迅速な対応が必要です。不審者の確保は警察に任せるべきであり、警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先します。

このとき、応援を求め、必ずほかの教職員と協力して組織的に行動することを心掛けます。2～3人の教職員では、刃物を持っている不審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難です。多くの教職員が、防御に役立つものを持って取り囲み、組織的に児童生徒等の安全を守るように心掛けます。

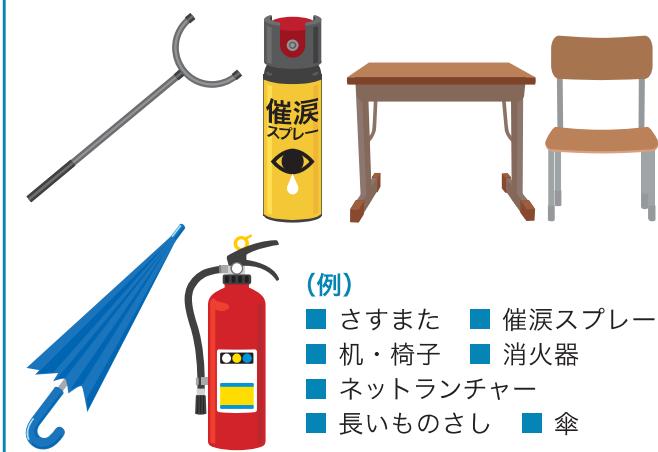
また、こうした事態に備えて、さすまた等については、使用方法を全教職員が理解しておく必要があります。

【1】防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

対峙した教職員は、児童生徒等から注意をそらせ、不審者を児童生徒等に近づけないようにすることで、被害（拡大）を防止しながら、警察の到着を待つ必要があります。教職員の応援を求める際には、警報装置、通報機器防犯ブザー、校内放送等が考えられます。

なお、応援に駆けつける場合は、必ず防御に役立つものを持っていくようにしましょう。

防御に役立つもの（例）



さすまた等の不審者を取り押さえるための用具の活用に当たっては、相手に奪われることがないよう注意とともに、複数人でのけん制、取り押さえに配意しましょう。警察の指導を受けられる講習会等に参加して、正しい使い方を身に付けましょう。

【2】避難の誘導をする。

- 教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため移動することで不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童生徒等を教室等で待機させます。(ただし、教室を施錠するとともにすぐに避難できる体制を整えておく。)
- ほかの教職員から避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも児童生徒等が避難できるよう訓練しておきます。
- どの時点で避難の指示を出すのかを事前に決めておく。原則として、不審者が警察に確保されてから避難させる。最終的には、全校児童生徒等を運動場や体育館に集めて点呼を行います。

※教職員は校舎内の教室配置等を熟知していなければなりません。校舎内の教室配置等を知ることは、新しい学校に着任して最初にするべきことです。

多くの学校で不審者対応訓練が行われていますが、訓練は不審者を捕らえることを目的とするものではありません。あくまで、不審者から児童生徒等を遠ざけ、警察が来るまでの時間を稼ぎ、児童生徒等の安全をいかに確保するかを確認するために行うものです。このために、防衛や不審者の移動の阻止について訓練とともに、不審者確保後の逃げ遅れた児童生徒等の捜索及び家庭への連絡や引渡しなども訓練の一部に入れる必要があります。

チェック2 負傷者がいるか

不審者が暴力行為を働いた場合は、児童生徒等や教職員が負傷することが考えられます。それは、必ずしも教職員が付いている授業中だけではなく、休憩時間や放課後などを含めた活動・時間帯に発生するおそれがあり、それぞれの場合に応じて、負傷者の有無などの情報を収集できる体制を整えておく必要があります。

【1】負傷者を発見したら速やかに119番に通報する。

児童生徒等や教職員が負傷した場合には、すぐに「119番」に通報して救急車を要請する必要があります。

全ての教職員が「110番」と「119番」通報の要領を理解していることが大切です。「110番」通報をしている場合は、負傷者がいることを伝えることにより救急車が連動して手配されますが、重複しても構ないので「119番」通報をしましょう。

【2】逃げ遅れた児童生徒等の有無を把握する。

その日出席しているのに避難場所にいない児童生徒等がいれば、負傷のために避難できなかった可能性があるので、分担場所を決めて校内を探します。

(1)職員室や事務室など各学校で、情報を集約する場所、担当者を決めておきます。

- 通信方法は複数確保する。
- 逃げ遅れて隠れている児童生徒等が安心できるような声を出しながら捜索を行う。
- 集約した情報は、負傷者や行方不明者を探す教職員全員の目につくようにする。

(2)負傷者が複数の場合に、誰が、どこで、どういう状態かという情報を救急隊に正確に伝えることを心掛けることが必要です。

(3)負傷の程度、搬送された病院、付き添っている教職員の名前は必ず全体で共有します。 (救急車に同乗するのは、搬送される児童生徒等をよく知る教職員(できれば担任)であることが望ましい。)

(4)全ての児童生徒等と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者がいない」という判断をしないようにしましょう。

(5)必要に応じて、学校周辺の店や民家などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べます。

- あらかじめ学校周辺の店等の連絡先を把握しておき、緊急時には電話による確認を行う。
- あらかじめ緊急事態に情報提供してもらえるようネットワークづくりをする。
- 担当者が学校周辺を回って情報収集する。

対応4 応急手当などをする

【1】負傷者の応急手当を行う

- (1) 救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにします。そのためには、教職員等を対象に実技研修会を実施し、応急手当の技能の習得に努めることが必要です。(P.19 参照)
- (2) 負傷者を見つけた場合、容体を観察すると同時に応援を依頼します。
 - 一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合、管理職の判断を仰がずに救急車を要請する。

対応5 事後の対応や措置をする

不審者の暴力行為等により、児童生徒等や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となります。

こうした事後の対応や措置を組織的かつ円滑に実施するために、平時から事故等対応の組織体制を確立し、事故等の発生時には速やかに活動を開始できるようにしておくことが必要です。教育委員会は学校が行う事後の対応や措置を適切に支援することが必要です。

また、暴力行為を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童生徒等には、心のケアも必要となります(P.52 参照)。

<対応の流れのポイント>

- 1 対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。
(P.18 参照)
- 2 情報を収集し、事故等の概要等について把握・整理し、提供する。
(P.53 参照)
- 3 できるだけ速やかに保護者等に連絡や説明を行う。
(P.53 参照)
- 4 教育委員会は、学校を積極的に支援する。
(P.55 参照)
- 5 事故等発生後の連絡、情報収集等のための通信方法を複数確保しておく。
(P.19 参照)
- 6 教育再開の準備及び事故等の再発防止対策を実施する。
(P.55 参照)
- 7 報告書を作成する。
(P.55 参照)
- 8 災害共済給付等の請求をする。
(P.55 参照)